

岩見沢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

昨今の人件費、物価等の上昇を受け、し尿の収集運搬費用の負担の適正化を図るため、し尿処理手数料の改定を行う。

第2 改正の内容

し尿処理手数料のうち、「居住の用に供する家屋から、し尿を収集運搬するとき。」の額を、「20リットルにつき 140円」から「20リットルにつき 220円」に改める。

現 行	改正後
し尿処理手数料 ・居住の用に供する家屋から、し尿を収集運搬するとき。 20リットルにつき <u>140円</u> ・し尿又は浄化槽汚泥を処分するとき。 20リットルにつき 40円	し尿処理手数料 ・居住の用に供する家屋から、し尿を収集運搬するとき。 20リットルにつき <u>220円</u> ・し尿又は浄化槽汚泥を処分するとき。 20リットルにつき 40円

第3 施行期日

令和6年4月1日

岩見沢市条例第 2 2 号

岩見沢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 1 2 月 1 5 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

岩見沢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 4 年条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 し尿処理手数料の項中「1 4 0 円」を「2 2 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の岩見沢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第 1 の規定は、施行日以後に収集運搬するし尿について適用し、施行日前に収集運搬したし尿については、なお従前の例による。